

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

教育委員会

- 宮城県教育委員会統計調査条例施行規則 一
- 宮城県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則 一
- 教育財産管理規則の一部を改正する規則 二
- 教育職員の仕事量の適切な管理等に関する規則 二
- 宮城県教育委員会に属する臨時的任用職員の給与に関する規則 三
- 宮城県教育委員会に属する単純労働職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 三
- 宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則の一部を改正する規則 三
- 県立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則 四
- 市町村立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則 四
- 教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則 四
- 事務決裁規程の一部を改正する訓令 四

教育委員会

宮城県教育委員会統計調査条例施行規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

宮 城 県 教 育 委 員 会

○宮城県教育委員会規則第一号

宮城県教育委員会統計調査条例施行規則

統計調査条例（平成四年宮城県条例第十五号）の施行については、知事が行う県統計調査の例による。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

宮城県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

宮 城 県 教 育 委 員 会

○宮城県教育委員会規則第二号

宮城県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

宮城県教育委員会行政組織規則（昭和四十一年宮城県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第十七条第二項の表中

特別支援 監	特別支援 教育課	特別支援 教育課	特別支援 教育課
特別支援 監	特別支援 教育課	特別支援 教育課	特別支援 教育課

を

正する規則

を改正する規則

を改正する規則

を改正する規則

規則

を改正する訓令

別支援教育専門監」の下に、「学校安全・防災専門監」を加える。

第三十条第三項企画管理部の分掌事務第一号中「管理」を「総合的な企画及び広報」に改め、同分掌事務中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 庁舎の維持管理に関する事。

第三十条第三項資料奉仕部の分掌事務第三号中「、閲覧及び貸出」を「及び閲覧」に改め、同分掌事務第四号中「保存」の下に「、閲覧」を加え、同分掌事務第六号中「、貸出及び相談」を「及び貸出」に改め、同分掌事務に次の一号を加える。

七 東日本大震災資料の収集、整理、保存及び公開に関する事。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

教育財産管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和二年三月三十一日

宮 城 県 教 育 委 員 会

○宮城県教育委員会規則第三号

教育財産管理規則の一部を改正する規則

教育財産管理規則（昭和五十五年宮城県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。
第十二条を次のように改める。

第十二条 削除

様式第一号の二及び様式第一号の三中
「連帯保証人 住 所
（ふりがな）
氏名又は名称

を削り、様式第一号の四中

2 借受人及び保証人	
借受人	住 所
	氏名又は名称
保証人	住 所
	氏名又は名称

2 借受人	
住 所	
氏名又は名称	

改め、様式第二号から様式第五号までの規定中

「連帯保証人 住 所
（ふりがな）
氏名又は名称
」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。
（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の第十二条の規定により担保を提供させ、又は保証人を立てさせている教育財産の使用の許可については、なお従前の例による。

教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

宮 城 県 教 育 委 員 会

○宮城県教育委員会規則第四号

教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則

（趣旨）

第一条 この規則は、教育職員（義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例（昭和四十六年宮城県条例第四十七号。以下「条例」という。）第二条第二項に規定する教育職員であつて、県立学校に所属するものをいう。以下同じ。）の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適正な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置を定めるものとする。

（上限時間の原則）

第二条 宮城県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、教育職員が業務を行う時間（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第七条第一項に規定する指針に定める在校等時間をいう。以下同じ。）から所定の勤務時間（条例第五条第一項各号に掲げる日（代休日が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を次の各号に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

- 一 一箇月について四十五時間
- 二 一年について三百六十時間

（児童生徒等に係る臨時的な特別な事情がある場合の上限時間）

第三条 教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前条の規定にかかわらず、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次の各号に掲げる

時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

- 一 一箇月について百時間未満
- 二 一年について七百二十時間

- 三 一箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の一箇月、二箇月、三箇月、四箇月及び五箇月の期間を加えたそれぞれの期間において一箇月あたりの平均時間について八十時間
- 四 一年のうち一箇月において所定の勤務時間以外の時間において四十五時間を超えて業務を行う月数について六箇月

(委任)

第四条 この規則に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、教育長が別に定める。

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

宮城県教育委員会に属する臨時的任用職員の給与に関する規則をここに公布する。
令和二年三月三十一日

宮 城 県 教 育 委 員 会

○宮城県教育委員会規則第五号

宮城県教育委員会に属する臨時的任用職員の給与に関する規則

(目的)

第一条 この規則は、宮城県教育委員会に臨時的に任用される職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十七条に規定する単純な労務に雇用されるものを除く。以下「臨時的任用職員」という。）に対し、職員の給与に関する条例（昭和三十三年宮城県条例第二十九号。以下「条例」という。）第二十二条の規定により支給する給与に係る事項を定めることを目的とする。

(適用除外)

第二条 条例第五条第五項、第十九条第五項及び第二十条第四項の規定は、臨時的任用職員には適用しない。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。

(給料号俸に関する特例)

- 2 臨時的任用職員のうち、次の各号に掲げる者であつて、採用の日の属する年度の前年度の末日に

において六十歳以上であるものの初任給の号俸については、条例第五条第三項により得られる号俸が当該各号に掲げる者の区分に応じて当該各号に定める号俸を超える場合には、当分の間、当該号俸とする。

- 一 行政職給料表一級の者 三十八号俸
- 二 教育職給料表(一)一級及び教育職給料表(二)一級の者 五十七号俸
- 三 医療職給料表(一)一級の者 五十三号俸

宮城県教育委員会に属する単純労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

宮 城 県 教 育 委 員 会

○宮城県教育委員会規則第六号

宮城県教育委員会に属する単純労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

宮城県教育委員会に属する単純労務職員の給与に関する規則（昭和三十二年宮城県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第五条に次の一項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、臨時的に任用される職員については、昇給を行わない。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。

(給料号俸に関する特例)

2 臨時的に任用される職員のうち、職務の級が一級に決定された者であつて、採用の日の属する年度の前年度の末日において六十歳以上であるものの初任給の号俸については、改正後の宮城県教育委員会に属する単純労務職員の給与に関する規則の規定により得られる号俸が三十八号俸を超える場合には、当分の間、三十八号俸とする。

宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

宮 城 県 教 育 委 員 会

○宮城県教育委員会規則第七号

宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則の一部を改正する規則
宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則（昭和三十六年宮城県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。
別表（その二）中

第17号 3級 2俸以上	第17号 3級 2俸以上
第16号 2級以下 1級	第16号 2級以下 1級
5 級	5 級
4 級	4 級
3 級 2 級 1 級	3 級 2 級 1 級
25 条 22 条 21 条 20 条 19 条 18 条 17 条 16 条 15 条 14 条 13 条 12 条 11 条 10 条 9 条 8 条 7 条 6 条 5 条 4 条 3 条 2 条 1 条	25 条 22 条 21 条 20 条 19 条 18 条 17 条 16 条 15 条 14 条 13 条 12 条 11 条 10 条 9 条 8 条 7 条 6 条 5 条 4 条 3 条 2 条 1 条
全職員	全職員

に を

改める。
附 則

1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。
（経過措置）

2 改正後の宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則の規定は、この規則の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

宮 城 県 教 育 委 員 会

○宮城県教育委員会規則八号

県立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則

県立学校職員の人事評価に関する規則（平成十八年宮城県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「次に掲げる職員を除くすべて」を「教育委員会の教育長（以下「教育長」という。）が指定する職員以外の全て」に改め、同条各号を削る。
第三条中「第二十二條第一項」を「第二十二條」に改める。
附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

市町村立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

宮 城 県 教 育 委 員 会

○宮城県教育委員会規則九号

市町村立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の人事評価に関する規則（平成十八年宮城県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「次に掲げる職員を除くすべて」を「宮城県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）の教育長（以下「県教育長」という。）が指定する職員以外の全て」に改め、同条各号を削る。
第三条中「第二十二條第一項」を「第二十二條」に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

宮 城 県 教 育 委 員 会

○宮城県教育委員会規則第十号

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則（平成二十六年宮城県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「五年」を「十年」に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

○宮城県教育委員会訓令第七号

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

宮城県教育委員会

教育長 伊 東 昭 代

事務決裁規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程（昭和四十二年宮城県教育委員会訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。附則に次の一項を加える。

（東日本大震災に係る災害復旧事業又は復興事業の工事についての専決の特例）

3 東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）に係る災害復旧事業又は復興事業の工事についての別表第三号の規定の適用については、当分の間、同号中「三億円」とあるのは、「五億円」とする。

別表第一一号の表第一号3中「16」を「18」に改め、同号6中「及び時季の変更」を「並びに時季の変更及び指定」に改め、同号10、11、15及び16中

「(2) 課長以外の所属職員

課長

を

「(2) 課長に相当する職及び課長補佐（総括担当）

課長

(3) (1)及び(2)以外の所属職員

課長補佐（総括担当）

に改め、

同表第七号5(1)を次のように改める。

(1) 法第十条の規定による事情変更による交付の決定の取消し等、法第十七条の規定による決定の取消し、法第十八条の規定による補助金等の返還命令及び法第二十条の規定による他の補助金の一時停止

教育次長

別表第一一号の表第七号中7を削り、8を7とし、9を次のように改める。

8 法令による各種の身分証明書、許可書、登録証、免許証等の交付、書換え又は再交付及び返納の受理

課長

別表第一一号の表第七号中10を9とし、11から16までを1ずつ繰り上げ、同号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 教育財産の管理に関する事務（教育長の権限に属する事務の委任に関する規程（平成七年宮城県教育委員会訓令甲第三号）第四条第二号により教育機関の長に委任する事務を除く。）

1 使用の許可及び当該許可に係る使用料の減免（2に掲げるものを除く。）並びに使用の許可の取消し

2 次に掲げるものの使用の許可及び当該許可に係る使用料の減免

(1) 電柱類、铁塔類若しくは土地評価に影響しない架空電線類の設置又は管類（ケーブルを含む。）の地下埋設

(2) 使用期間が一年を超えないもの（1に掲げるものを除く。）

3 使用者による現状変更の承認

4 職員宿舍以外の建物に係る居住の承認

課長

教育次長

別表第一二二号の表第三号2中「非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改め、同表第一一一号中「奨学金」を「奨学金等」に改める。

別表第一二三号の表第二号を次のように改める。

二 職員の退職手当の裁定

課長

別表第一三三号の表第七号中「非常勤職員」を「非常勤職員公務災害補償等条例（昭和四十二年宮城県条例第四十一号）の適用となる者」に改める。

別表第一五五号の表第一号中3を削り、4を3とする。

別表第一七号の表第一号中12を13とし、2から11までを1ずつ繰り下げ、1中「課長」を「教育次長」に改め、1を2とし、同号に1として次のように加える。

1 公立の特別支援学校の名称の変更の届出の受理

教育次長

別表第一八号の表中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り上げる。

別表第二二一号6中「及び時季の変更」を「並びに時季の変更及び指定」に改め、同号15中「非常勤講師」を「会計年度任用職員」に、「特別有休休暇及び無給休養」を「年次有給休暇以外の有休休暇及び無給休暇」に改める。

別表第二第二号の表第三号中「臨時的任用教育職員」を「臨時的任用職員及び非常勤講師」に改める。

別表第三第二号の指定教育次長専決事項の欄中「五億円」を「三億円」に改め、同表第十六号の指定教育次長等専決事項の欄中「という。」の下に「及び東日本大震災みやぎ子ども育英基金(平成二十三年宮城県条例第一百十号)第一条に規定する東日本大震災みやぎ子ども育英基金(以下「東日本大震災みやぎ子ども育英基金」という。)」を加え、同号課長専決事項の欄中「基金」の下に「及び東日本大震災みやぎ子ども育英基金」を加え、同表中

<p>二十七年 管理規程 昭和三十九年 宮城教育規則 第七号</p>	<p>二十六 公有財産 規則第三十九 年宮城九昭 規以下八 この項に おいて規 則「とい う」とい う施行等 務関する 事に</p>	<p>イ 公有財産年次 計画の作成(第 六条) ロ 公有財産の取 得依頼(第七 条) ハ 行政財産の目 的(第二十一 条) ニ 行政財産の使 用の取消し の取消し の許可(第二十 二条) ホ 公有財産の管 理及び用途変 更の協議(第 四十三條)</p>	<p>引継ぎを要す る公有財産の用 途廃止(第四十 四條)</p>	<p>イ 公有財産取得報告 (第十条) ロ 公有財産管理主任 者の指定(第十三 条) ハ 土地改良事業等施 行区域編入に係る報 告(第十九条の二) ニ 行政財産の目的外 使用を超えるもの(電 柱類若しくは鉄塔類 の設置又は管類(ケ ーブル)の地下埋設 に係るもの(第二十 二条) ホ 行政財産の目的外 使用(第二十条) ニ 行政財産の減免 の許可(第二十二 条) ハ 行政財産の減免 の取消し(第二十 二条) ホ 行政財産の管 理及び用途変更 の協議(第四十三 條) ト 公有財産現況変更 の承認(第四十一 条) チ 公有財産事故報告 (第四十六条) リ 引継ぎを要しない 公有財産の用途(第 四十七條) ル 公有財産現在高報 告(第六十五條) 又 公有財産の貸付け に係る契約の締結 イ 教育長の権限に属 する事務の委任に關 する規程(平成七 年宮城教育委員 会令第三号)第四 条 イ 公有財産の貸付 けに係る契約の締 結</p>
<p>職員の宿舎以外 の建物に係る 住居の承認(第 二十一条) 一住承に 用する公 規第十八 則</p>	<p>イ 公有財産取得報告 (第十条) ロ 公有財産管理主任 者の指定(第十三 条) ハ 土地改良事業等施 行区域編入に係る報 告(第十九条の二) ニ 行政財産の目的外 使用を超えるもの(電 柱類若しくは鉄塔類 の設置又は管類(ケ ーブル)の地下埋設 に係るもの(第二十 二条) ホ 行政財産の目的外 使用(第二十条) ニ 行政財産の減免 の許可(第二十二 条) ハ 行政財産の減免 の取消し(第二十 二条) ホ 行政財産の管 理及び用途変更 の協議(第四十三 條) ト 公有財産現況変更 の承認(第四十一 条) チ 公有財産事故報告 (第四十六条) リ 引継ぎを要しない 公有財産の用途(第 四十七條) ル 公有財産現在高報 告(第六十五條) 又 公有財産の貸付 けに係る契約の締 結</p>	<p>イ 公有財産取得報告 (第十条) ロ 公有財産管理主任 者の指定(第十三 条) ハ 土地改良事業等施 行区域編入に係る報 告(第十九条の二) ニ 行政財産の目的外 使用を超えるもの(電 柱類若しくは鉄塔類 の設置又は管類(ケ ーブル)の地下埋設 に係るもの(第二十 二条) ホ 行政財産の目的外 使用(第二十条) ニ 行政財産の減免 の許可(第二十二 条) ハ 行政財産の減免 の取消し(第二十 二条) ホ 行政財産の管 理及び用途変更 の協議(第四十三 條) ト 公有財産現況変更 の承認(第四十一 条) チ 公有財産事故報告 (第四十六条) リ 引継ぎを要しない 公有財産の用途(第 四十七條) ル 公有財産現在高報 告(第六十五條) 又 公有財産の貸付 けに係る契約の締 結</p>		

を

<p>二十七 削除</p>	<p>二十六 公有財産 規則第三十九 年宮城九昭 規以下八 この項に おいて規 則「とい う」とい う施行等 務関する 事に</p>	<p>イ 公有財産年次 計画の作成(第 六条) ロ 公有財産の取 得依頼(第七 条) ハ 行政財産の目 的(第二十一 条) ニ 行政財産の使 用の取消し の取消し の許可(第二十 二条) ホ 公有財産の管 理及び用途変 更の協議(第 四十三條)</p>	<p>引継ぎを要す る公有財産の用 途廃止(第四十 四條)</p>	<p>イ 公有財産取得報告 (第十条) ロ 公有財産管理主任 者の指定(第十三 条) ハ 土地改良事業等施 行区域編入に係る報 告(第十九条の二) ニ 行政財産の目的外 使用を超えるもの(電 柱類若しくは鉄塔類 の設置又は管類(ケ ーブル)の地下埋設 に係るもの(第二十 二条) ホ 行政財産の目的外 使用(第二十条) ニ 行政財産の減免 の許可(第二十二 条) ハ 行政財産の減免 の取消し(第二十 二条) ホ 行政財産の管 理及び用途変更 の協議(第四十三 條) ト 公有財産現況変更 の承認(第四十一 条) チ 公有財産事故報告 (第四十六条) リ 引継ぎを要しない 公有財産の用途(第 四十七條) ル 公有財産現在高報 告(第六十五條) 又 公有財産の貸付 けに係る契約の締 結</p>	<p>務関する 施行に</p>	<p>の減免(第七 条の十 二)教育財 産の現 状変更 (第十五 条)</p>
-------------------	--	--	---	---	---------------------	---

に改める。

附 則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。